

西宮市立中央病院資格取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院（以下「中央病院」という。）に勤務する職員に対して、職務に直接関係する資格を取得するために要した費用の全部又は一部を助成することにより、スキルアップを目指す職員を支援し、もって中央病院の医療サービスの向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、職員に対して、予算の範囲内で資格の取得に要した費用の全部又は一部を助成する。ただし、次に掲げる職員は、この限りでない。

(1) 医師及び市長事務部局併任職員

(2) 会計年度任用職員 A 及び会計年度任用職員 B で、週の勤務時間が30時間に満たない職員

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、この制度の対象外とする。

(1) 助成金の支給を受ける日の属する年度から定年退職の日の属する年度までの期間が3年未満の職員

(2) 第5条第1項の規定による申請日において中央病院での第2条の対象職員としての在職期間が1年未満の職員

(対象となる資格)

第3条 助成の対象となる資格は、現在従事している職務に直接関係する資格に限るものとする。

(助成額)

第4条 助成の対象となる費用は、資格を取得するために直接的に要するものとし、概ね次のとおりとする。

(1) 資格を取得するために学校等に入学する必要がある場合には、当該学校の入学金、授業料、教材費その他在学中に要する費用

(2) 資格を取得するために研修を受講する必要がある場合には、当該研修の受講

料、教材費その他研修を受講するために必要な費用

(3) 資格取得に係る試験の受験料

(4) 資格取得後、当該資格を認定するための証書等の交付に係る費用

(5) その他、管理者の認める費用

2 次に掲げる費用は、助成の対象としない。

(1) 交通費

(2) 宿泊料

(3) 資格の更新に係る費用

(4) 既にこの要綱による助成を受けた資格を取得するための費用

3 助成額は、10万円を限度とし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(申請等)

第5条 助成を受けようとする者は、管理者が定める期間内に所属長の承認を得て、管理者に申請しなければならない。

2 前項の期間は、毎年度概ね2回程度設けるものとする。

(資格支援助成金審査委員会)

第6条 前条第1項の規定による申請を審査するため、資格支援助成金審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

委員長 院長

副委員長 副院長のうち院長が指名する者

委員 事務局長、管理部長

3 委員会の運営については、別に定めるところによる。

(決定)

第7条 管理者は、委員会の審査を経たうえで、第5条第1項の規定による申請に係る決定を行うものとする。

2 管理者は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(助成の手続)

第8条 前条第2項の規定により、助成の決定通知を受けた申請者は、別に定める書類に資格取得に要した費用が分かる書類を添付して、定められた期間までに管理者に対して請求手続を行わなければならない。

2 前項の請求があった場合は、遅滞なく、助成金の支出を行うものとする。

3 定められた期間までに請求手続を行わない場合は、請求を辞退したものとみなす。
ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(返還)

第9条 助成を受けた者は、助成を受けた日から3年以内に退職したときは、助成金の全額を返還しなければならない。ただし、死亡、公務災害その他管理者がやむを得ないと認める理由により退職したとき、及び退職後引き続き兵庫県立西宮病院との統合新病院において勤務するときは、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月16日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。